

通達甲（交. 駐. 取1）第15号  
平成3年6月28日

各所属長殿

交 通 部 長

## 自動車の運行供用制限に関する行政処分事務処理要綱 の制定について

このたび、別添のとおり、自動車の運行供用制限に関する行政処分事務処理要綱を制定し、平成3年7月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

### 記

#### 第1 制定の趣旨

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の一部が改正され、自動車の保管場所が確保されていると認められない自動車の所有者に対する措置として、公安委員会の行う自動車の運行供用制限処分が新設されたことに伴い、その処分の適正かつ効果的な運用を図るため、新たに要綱を制定するものである。

#### 第2 制定の要点

- 1 駐車対策課及び警察署における処分対象事案の取扱いに関し、それぞれの責任者及び担当者の指定並びにその任務について定めた。
- 2 警察署長が処分対象事案を取り扱った場合の上申手続について定めた。
- 3 運行供用制限処分の執行手続について定めた。
- 4 運行供用制限処分に関する必要な報告又は資料提出要求の手続について定めた。
- 5 標章の除去手続について定めた。
- 6 処分関係書類の保存等について定めた。

別添

## 自動車の運行供用制限に関する行政処分事務処理要綱

### 第1 目的

この要綱は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 8 条から第 10 条、第 12 条及び第 13 条並びに自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 8 条から第 10 条の規定に基づき、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）の行う自動車の運行供用制限に関する行政処分等の事務（以下「処分事務」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 準拠

処分事務の取扱いについては、法、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 329 号。以下「令」という。）、規則、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）、警視庁行政処分取扱規程（昭和 43 年 5 月 11 日東京都公安委員会規程第 5 号。以下「行政処分規程」という。）等によるほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 用語の意義

- 1 運行供用制限処分 公安委員会が、法第 9 条第 1 項の規定に該当する自動車の保有者に対し、保管場所を確保したことを確認するまでの間、当該自動車の運行供用の制限を命ずる処分をいう。
- 2 自動車の使用の本拠の位置 当該自動車の保有者その他当該自動車の管理責任者の所在地で、保有者が自然人の場合は、その住所又は居所を、法人の場合は、その事務所の所在地をいう。
- 3 自動車の保管場所 車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所で、令第 1 条各号のすべての要件に該当するものをいう。
- 4 保有者 自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 2 条第 3 項に規定する保有者をいう。
- 5 通知事案 道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所が確保されていないおそれがあり、法第 8 条（公安委員会に対する通知）に該当すると認められる事案をいう。
- 6 処分対象事案 通知事案のうち犯情等が特に悪質であり、運行供用制限処分（以下「処分」という。）の必要があると認められる事案をいう。

#### 第4 責任者等の指定及び任務

駐車対策課長及び警察署長は、次表の指定区分により、処分事務の責任者及び担当者指定し、その適正を期するものとする。

##### 1 駐車対策課における取扱責任者等の指定

指定区分		任務
取扱責任者	警部以上の階級にある者	処分事務の処理について指揮に当たる。
事務担当者	巡査部長以上の階級にある者	<p>取扱責任者を補佐し、次の処分事務を処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察署長(以下「署長」という。)から送付される処分対象事案に係る上申等の受理</li> <li>2 道府県公安委員会に対する処分対象事案の移送</li> <li>3 道府県公安委員会からの処分対象事案の受理及び処分の執行依頼に対する回答</li> <li>4 運送事業用自動車に係る処分対象事案の監督行政庁への通知</li> <li>5 必要な報告・資料の提出要求</li> <li>6 聴聞手続</li> <li>7 行政不服申立ての受理</li> <li>8 処分の執行依頼</li> <li>9 規則別記様式第6号の「標章」(以下「運行禁止標章」という。)の除去</li> <li>10 その他処分事務に必要な事項</li> </ol>

##### 2 警察署における責任者等の指定

指定区分		任務
取扱責任者	交通を担当する課長又は課長代理	通知事案、処分対象事案の審査及び処分事務について全般的な指揮に当たる。
取扱担当者	交通総務係長	<p>取扱責任者を補佐し、次の処分事務を処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通知事案の調査及び審査</li> <li>2 補充書類等の作成</li> <li>3 保管場所確保警告書の交付</li> <li>4 保管場所確保状況回答の受理</li> </ol>

		5 処分の執行場所の調査確認 6 処分の上申 7 処分の執行及び執行状況の確認 8 保管場所の確保申告の受理 9 保管場所の確認及び運行禁止標章の除去 10 その他処分事務に必要な事項
備考	島部警察署にあっては責任者には警部補、担当者には巡査部長以上の階級にある者を充てることができる。	

## 第5 通知事案及び処分対象事案の処理要領

### 1 警察官の報告

警察官は、各種事件事故又は保管場所証明事務等を通じ、通知事案を取り扱ったときは、\*別記様式第1の「通知事案報告書」に当該事案に係る現認報告書、保管場所法切符又は交通（反則）切符の写しその他の関係書類を添付し、取扱責任者を經由して署長に報告するものとする。

### 2 通知事案の調査等

- (1) 取扱責任者は、前1の通知事案報告書を受理した場合は、当該事案について、必要な調査を行った上、\*別記様式第2の「保管場所確保警告書」を当該自動車の保有者に交付し、当該事案に係る自動車の保管場所を速やかに確保するよう示達するものとする。
- (2) 前(1)の保管場所の確保状況については、交付の日から起算して15日以内に別記様式第2の2の「保管場所確保状況回答書」により、回答を求めるものとする。
- (3) 取扱責任者は、当該自動車の保有者が回答期限を経過しても保管場所を確保しない場合又は確保する予定がないと認められる場合は、処分対象事案として署長に報告するものとする。

### 3 処分の上申等

- (1) 署長は、処分対象事案に該当すると認めた場合は、行政処分規程別記様式第8の2の4の「自動車運行供用制限処分事案上申書」により、公安委員会（警視庁放置駐車対策センター使用制限係経由。以下に同じ。）に処分の上申を行うものとする。
- (2) 署長は、処分対象事案に係る自動車の使用の本拠の位置が、道府県公安委員会の管轄区域にある場合は、行政処分規程別記様式第8の3の2の「自動車運行供用制限処分事案移送通知書」を作成し、交通部長（警視庁放置駐車対策センター使用制限係経由。以下同じ。）に送付するものとする。
- (3) 署長は、処分対象事案に係る自動車が法第13条第2項に規定する運送事業用自

動車の場合は、\*別記様式第3の「運送事業用自動車通知事案報告書」により、交通部長に報告するものとする。

## 第6 処分の手続

### 1 聴聞手続

駐車対策課長は、前第5の3の(1)の自動車運行供用制限処分事案上申書及び関係書類を受理した場合又は道府県公安委員会から処分対象事案の移送を受けた場合は、処分対象事案の内容等を審査し、聴聞手続をとるものとする。

### 2 自動車運行供用制限書及び運行禁止標章の送付

(1) 駐車対策課長は、公安委員会が処分を決定した場合は、別記様式第4の「運行供用制限処分執行書」に行政処分規程別記様式第13の19の「自動車運行供用制限書」及び運行禁止標章を添付し、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長に送付するものとする。

(2) 駐車対策課長は、公安委員会が処分を決定した後、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置が道府県公安委員会の管轄区域に変更されたときは、当該公安委員会に対し、当該処分の執行及び運行禁止標章の除去のための手続について依頼するものとする。

### 3 処分の執行要領

(1) 署長は、前2の(1)の運行供用制限処分執行書、自動車運行供用制限書及び運行禁止標章を受理した場合は、速やかに処分を執行するものとする。

(2) 署長は、処分の執行に当たっては、当該処分に係る自動車の保有者（以下「被処分者」という。）に処分の理由を告げ、自動車運行供用制限書を交付するとともに、道路上の場所以外の場所において運行禁止標章を当該処分に係る自動車の助手席前面ガラスの内側又は前面の見やすい箇所にはり付けて行うものとする。

(3) 署長は、処分を執行した場合は、別記様式第5の「運行供用制限処分執行簿」に必要事項を記載し、その経過を明らかにしておくものとする。

### 4 移送手続等

(1) 駐車対策課長は、前第5の3の(2)の自動車運行供用制限処分事案移送通知書を受理した場合は、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する道府県公安委員会に移送するものとする。

(2) 駐車対策課長は、前第5の3の(3)の運送事業用自動車通知事案報告書を受理した場合は、別記様式第6の「運送事業通知書」により、関東運輸局長（東京運輸支局長経由）に通知するものとする。

### 5 処分の執行報告及び整理

#### (1) 処分の執行報告

ア 署長は、処分を執行した場合は、\*別記様式第7の「運行供用制限処分執行（不

能) 報告書」により、速やかに交通部長に報告するものとする。

イ 署長は、当該処分自動車が転売廃車その他の理由により処分の執行ができないときは、運行供用制限処分執行(不能)報告書に自動車運行供用制限書及び運行禁止標章を添付し、交通部長に報告するものとする。

(2) 執行場所を管轄する警察署長に対する通報

署長は、自署管内以外の場所で処分を執行した場合は、\*別記様式第8の「運行供用制限処分執行通報書」により、執行場所を管轄する署長に通報するものとする。

(3) 処分の執行確認

署長は、被処分者が処分を受けた後においても当該処分自動車の保管場所の確保申告をしない場合は、1か月に1回以上処分の遵守状況を確認するものとする。

(4) 処分の執行記録

駐車対策課長は、別記様式第9の「運行供用制限処分事案管理台帳」を備え付け、処分の執行の経過を明らかにしておくものとする。

(5) 処分の執行依頼に対する回答

駐車対策課長は、署長から道府県公安委員会の執行依頼に係る処分について前1の(1)又は(2)の報告を受理した場合は、別記様式第10の「運行供用制限処分執行状況回答書」に当該報告書の写しを添付し、当該公安委員会に回答するものとする。この場合、執行不能について回答するときは、自動車運行供用制限書及び運行禁止標章を併せて添付すること。

## 第7 標章の除去手続

### 1 保管場所の確保申告の受理

署長は、被処分者又はその関係者から規則別記様式第7号の「自動車保管場所確保申告書」により、保管場所確保の申告を受けた場合は、次により措置するものとする。

(1) 被処分者又はその関係者に対し、処分に係る自動車について保管場所証明の申請又は保管場所に係る届出を行うように指導すること。

(2) 前(1)の手続が行われ、保管場所を確保したことを証明する書面等の提出がなされた場合は、必要により現場実査をする等、保管場所の確認を行うこと。

(3) 保管場所が確保されていることを確認した場合は、電話により交通部長に速報すること。

### 2 標章の除去手続

駐車対策課長は、前1の(3)の報告を受理した場合は、直ちに公安委員会に運行禁止標章の除去上申の手続をとるとともに、速やかに決定結果を当該署長に通知するものとする。

### 3 標章の除去及び報告

署長は、前2の通知を受けた場合は、行政処分規程別記様式第15の9の「保管場所

確認通知書」を被処分者又はその関係者に交付するとともに、運行禁止標章を除去し、その結果を\*別記様式第 11 の「運行禁止標章除去報告書」により交通部長に報告するものとする。

## 第 8 保管場所に関する報告又は資料の提出要求

### 1 報告又は資料の提出要求手続

- (1) 署長は、処分事務に関し、自動車の保有者又は保管場所を管理する者（以下「保有者等」という。）に対し、自動車の保管場所に関する報告又は資料の提出要求を行う必要があると認める場合は、\*別記様式第 12 の「報告・資料提出要求上申書」により公安委員会に上申するものとする。
- (2) 駐車対策課長は、前(1)の上申を受理した場合は、公安委員会の決定に基づき別記様式第 13 の「報告・資料提出要求書」を当該署長に送付するものとする。

### 2 結果報告

署長は、保有者等から自動車の保管場所に関する報告又は資料の提出を受けた場合は、電話により交通部長に報告するものとする。

## 第 9 処分事務関係書類の保存

駐車対策課長及び署長は、次表の区分により処分事務関係書類を保存するものとする。

所属	保存書類	保存期間
駐車対策課	運行供用制限処分管理台帳	3 年
	聴聞記録	
	その他処分関係書類	2 年
警察署	運行供用制限処分執行簿	3 年
	処分不能関係書類	
	報告・資料要求書控	2 年
	保管場所確保警告書控	
	その他処分関係書類	

## 第 10 公安委員会の承認

駐車対策課長は、聴聞及び処分に関するものについては、その都度、その他の公安委員会に関するものについては、毎月一括して交通部長の決裁を受け、公安委員会の承認を受けるものとする。

## 第 11 関係者相互の連携の保持

駐車対策課長及び署長は、関係所属長と緊密な連携を保ち、処分事務の適正な取扱いに努めるものとする。



年 月 日

警察署長殿

警察署  
階級 氏名

通 知 事 案 報 告 書

自動車の保管場所の確保等に関する法律第 8 条に規定する通知事案を取り扱ったので報告する。

日 時	年 月 日 午前・後 時 分 ころ
場 所	
自動車の区分	<input type="checkbox"/> 自家用自動車 <input type="checkbox"/> 運送事業用自動車
自動車の番号標の番号	第 号
使用の本拠の位置	
保有者(事業所)	住所(所在地) 氏名(名称) 代表者名 電話 ( )
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められる理由	
運 転 者	住所 氏名 歳 勤務先 ( )
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 保管場所法切符 <input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他

年 月 日

殿

警視庁

警察署長

## 保管場所確保警告書

次の自動車について、保管場所が確保されていないと認められるので速やかに保管場所を確保し、添付の「保管場所確保状況回答書」により期限までに回答してください。

自動車の番号標の番号	第 号
回 答 期 限	年 月 日まで
使用の本拠の位置	
保 有 者	住所 電話 ( ) 氏名
保管場所が確保されていないと認められる理由	
備 考	

注 保有者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名を書くこと。

別記様式第3

報告 ( ) 第 号  
年 月 日

交通部長殿 (交. 駐. 使)

警 察 署 長

運送事業用自動車通知事案報告書

自動車の保管場所の確保等に関する法律第 13 条第 2 項に定める処分対象事案を取り扱ったので報告する。

取 扱 日 時		年 月 日 午前・後 時 分 ころ
取 扱 場 所		
自動車の番号標の番号		第 号
使用の本拠の位置		
運送事業所 (所有者等)	住 所	
	事 業 所 名	
	代表者氏名 電 話	電話 ( )
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められる理由		
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 保管場所法切符 <input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他
備 考		

通知（駐 使）第 号  
年 月 日

警察署長殿

駐 車 対 策 課 長

運 行 供 用 制 限 処 分 執 行 書

次の自動車について、運行供用制限処分の執行を依頼します。

自動車の番号標の番号		第	号
使用の本拠の位置			
保有者 (事業所)	住 所 (所在地)	電話 ( )	
	氏 名 (名称・代表者)		
運行供用制限に伴う 自動車の収容場所			
執 行 期 間		自動車の保管場所が確保されるまでの間	
添 付 書 類		1 運行供用制限書 2 運行禁止標章 3 運行供用制限処分執行（不能）報告書 4 自動車保管場所確保申告書 5 保管場所確認通知書 6 保管場所確認報告書 7 その他 ( )	
備 考			



別記様式第6

都公委（ ）第 号  
年 月 日

関東運輸局長殿

東京都公安委員会

運送事業通知書

次の運送事業用自動車について、保管場所を確保していないおそれがありますので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第2項の規定により、通知します。

記

自動車の番号標の番号	第 号
使用の本拠の位置	
事業所・代表者名等	所在地 事業所名 代表者 電話 ( )
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められる理由	
添付書類	

別記様式第7

報告 ( ) 第 号  
年 月 日

交通部長殿 (交. 駐. 使)

警察署長

運行供用制限処分執行 (不能) 報告書

自動車の運行供用制限処分の執行 (不能) の結果は、次のとおりであったから報告する。

日	時	年	月	日	午前	時	分
場		所					
被 執 行 者 (事業所)	住 所 (所在地)	電 話 ( )					
	氏 名 (名称・代表者)						
自動車の番号標の番号		第 号					
公 達 番 号							
執行した警察官の 係、階級、氏名							
執行不能理由							
備 考							

別記様式第8

通知 ( ) 第 号  
年 月 日

警察署長殿

警 察 署 長

運行供用制限処分執行通報書

次のとおり、貴署管内の保管場所において自動車の運行供用制限処分を執行したので通報する。

記

執 行 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後
処分自動車の収容場所 (執行場所)	
自動車の番号標の番号	第 号
保 有 者	住居 職業 氏名 ( 歳)
処分自動車の収容 場所の管理者	住所 氏名 電話 ( )
連 絡 事 項	
担 当 者	氏名 係 警電 ー





都公委（ ）第 号  
年 月 日

公安委員会殿

東京都公安委員会

## 運行供用制限処分執行状況回答書

年 月 日付通知番号 号により、貴公安委員会から依頼のあった自動車の運行供用制限について、次のとおり執行した（執行不能であった）から回答する。

## 記

執行年月日	年 月 日
自動車の番号標の番号	第 号
使用の本拠の位置	
保有者	住居 職業 氏名 年 月 日生（ 歳） 電話（ ）
執行状況	
執行不能理由	1 新たに保管の場所を確保したのを確認した。 2 その他（ ）
添付書類	1 運行供用制限執行（不能）報告書（写） 2 保管場所確認通知書（写）

報告 ( ) 第 号  
年 月 日

交通部長殿 (交. 駐. 使)

警 察 署 長

運 行 禁 止 標 章 除 去 報 告 書

標 章 除 去 年 月 日		年 月 日
標 章 番 号		
自動車番号標の番号		第 号
使用の本拠の位置		
保 有 者 (事業所)	住 所 (所在地)	電 話 ( )
	氏 名 (名称・代表者)	
保 管 場 所 の 位 置		
備 考		

注 保有者欄は、保有者が法人である場合は、その名称及び代表者の氏名とすること。

上申 ( ) 第 号  
年 月 日

交 通 部 長 殿 (交. 駐. 使)

警 察 署 長

報 告 要 求 上 申 書  
資 料 提 出

自動車の保管場所の確保等に関する法律第 12 条の規定により、次のとおり報告・資料の提出を要求したいので上申します。

記

要 報 告 事 項	
要 求 す る 資 料	
提 出 期 日	年 月 日 まで
要 求 す る 理 由	
取 扱 者	警察署 係 係員まで

都公委（ ）第 号  
年 月 日

殿

東京都公安委員会

報 告 要 求 書  
資 料 提 出

自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定により、次のとおり報告・資料の提出を要求します。

記

要 報 告 事 項	
要 求 す る 資 料	
提 出 期 日	年 月 日 まで
提 出 先	警視庁 警察署、課 係 係員まで
提 出 方 法	

注 本件要求に対し、報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出すると、処罰されます。